

平成18年11月16日

各都道府県薬務主管部
担 当 各 位

日本ヘアカラー工業会
会 長 水野 金平



染毛剤の広告に記載する注意事項について
(自主基準のご通知)

拝啓 平素は業界の健全発展のため種々ご指導賜り誠に有り難うございます。

さて、日本ヘアカラー工業会は、医薬部外品である染毛剤の広告において、消費者（又は使用者）に特に注意を喚起するため、「染毛剤の広告に記載する注意事項」について自主基準を定め、全会員に通知して実施することと致しましたのでご報告申し上げます。

これらについては、11月8日付けにて厚生労働省医薬食品局審査管理課長、安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長にご報告していることを申し添えます。

敬具

[添付資料]

- 1、会員会社宛通知文
- 2、(別記)「染毛剤の広告に記載する注意事項（自主基準）」



会員各社殿

平成18年11月 9日

日本ヘアカラー工業会
会長 水野 金平



染毛剤の広告に記載する注意事項について
(自主基準のご通知)

平素は日本ヘアカラー工業会の運営に対し、格段のご高配を賜り誠に有り難うございます。さて、医薬部外品である染毛剤の広告において、消費者（又は使用者）に特に注意を喚起するため、以下の内容の記載を行うことを自主基準として制定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本自主基準には「医薬品等適正広告基準」で広告において義務付けられた事項を含むものであります。

以上

[添付資料]

1. (別記)「染毛剤の広告に記載する注意事項 (自主基準)」

[追 伸]

本自主基準につきましては、平成18年11月8日付けで厚生労働省医薬食品局安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長、審査管理課長にご報告いたしました。

(別記)

染毛剤の広告に記載する注意事項（自主基準）

1. 適用範囲

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等全ての広告媒体で行う医薬部外品である染毛剤の広告に適用する。

2. 記載を要する事項

(1) 医薬品等適正広告基準の規定により記載しなければならない事項。

・「使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください。」の文章

(2) 自主基準で定める事項

・「ご使用前には毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。」の文章

注)：皮膚アレルギー試験の必要な酸化染毛剤及び非酸化染毛剤に記載すること。

3. 表示方法

(1) 別表1による。

(2) 表示文は、趣旨に沿った内容であれば一部を読み替える等変更しても差し支えない。

4. その他

・製品の名称を表示する場合、必ず「医薬部外品」の文字を表示すること。

別表 1

広告媒体	表示方法
テレビ	<ol style="list-style-type: none">1. 静止した明確な文字で、明瞭に1秒以上表現する。2. 明確な文字とは、画面の1/5以上を占めていること。3. 文字の背景は、文字の明瞭さを妨げないこと。
ラジオ	<ol style="list-style-type: none">1. 音声で明瞭に表現する。
新聞・雑誌	<ol style="list-style-type: none">1. 明確な文字で、見やすい場所に表示する。2. 明確な文字とは、A4版の広告の場合に9ポイント以上の文字の大きさであること。A4版以外の大きさの広告においては同等以上の明瞭さであること。3. 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること。
ポスター・リーフレット・カタログ類・インターネット等	<ol style="list-style-type: none">1. 明確に見えやすい場所に表示すること。2. 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること。